

納税証明を申請される方へ

東日本大震災により財産につき相当の損失を受けた方が、
その復旧に必要な資金の借入れのために使用するための
納税証明書については交付手数料を免除することができます。

平成28年4月1日より、上記取扱いを受けるには、確認書類が必要となります。

1. 免除の対象となるもの

納税証明書の使用目的が「東日本大震災による被害の復旧に必要な資金の借入れのため」であるものについて、交付手数料を免除します。

その際、対象融資に申し込むことを書面にて確認させていただきます。

※今回の免除は、標記被害による復旧のための融資に限定したものであり、その他、一般の融資や補助金申請等の使用目的には適用されませんので、ご了承ください。

2. 申請書の記載方法

納税証明申請書の「証明書の使用目的」欄の『3 資金借入れ』を選択した上で、『8 その他』の欄に「東日本大震災復旧に必要な資金の借入れを申し込む融資の名称」を記載してください。

(記入例)

証 明 書 の 使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 1 建設業許可申請・更新、変更届	<input type="checkbox"/> 5 酒類販売等免許申請
	<input type="checkbox"/> 2 入札参加資格申請	<input type="checkbox"/> 6 入国管理局提出
	<input checked="" type="checkbox"/> 3 資金借入れ	<input type="checkbox"/> 7 自動車の所有権解除等
	<input type="checkbox"/> 4 上記1から3まで以外の県への申請	<input type="checkbox"/> 8 その他 (東日本大震災復興緊急融資申込)

具体的な要件や手続につきましては、県税事務所までお問い合わせください。